

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和3年10月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2100074 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2100051 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 33 年 3 月 25 日から同年 4 月 1 日に、同社 C 店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 33 年 7 月 20 日から同年 4 月 1 日に訂正し、昭和 33 年 3 月の標準報酬月額を 7,000 円、昭和 33 年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

昭和 33 年 3 月 25 日から同年 7 月 20 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 33 年 3 月 25 日から同年 7 月 20 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 33 年 3 月 25 日から同年 7 月 20 日まで

請求期間は、A 社 (現在は、D 社) B 支店から本社であった同社 C 店へ異動した時期であるが、厚生年金保険の加入記録がないので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

A 社 B 支店及び同社 C 店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。) により、請求期間当時、被保険者であったことが確認できる複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、A 社に継続して勤務し (B 支店から C 店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚が、当時の異動については 4 月 1 日付けがほとんどであった旨陳述している上、A 社 B 支店及び同社 C 店に係る被保険者名簿によると、昭和 33 年に A 社 C 店から同社 B 支店に異動している 5 人について、いずれも B 支店における厚生年金保険の被保険者資格取得日が 4 月 1 日となっていることが確認できることから判断すると、昭和 33 年 4 月 1 日とすることが妥当である。

また、請求期間のうち昭和 33 年 3 月の標準報酬月額については、請求者の A 社 B 支店における昭和 33 年 2 月の厚生年金保険の記録から 7,000 円、昭和 33 年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額については、請求者の A 社 C 店における昭和 33 年 7 月の厚生年金保険の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 33 年 3 月 25 日から同年 7 月 20 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届及び同資格取得届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、ま

た、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。